

[精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大についてのお知らせ]

★ 平成24年9月30日からバス運賃割引制度が精神障がい者にも適用可能となりました。

これまで、バス運賃割引制度は身体障がい者・知的障がい者の方々に適用され、精神障がい者については一部の事業者のみで実施されてきました（網走保健所管内では1社のみ）。

これは、国の一般乗合旅客自動車運送事業標準約款において、割引の対象として精神障がい者が含まれていないことがひとつの原因でした。

この度の一部改正により、他の障がいと同様に割引対象として精神障害者保健福祉手帳の所持者も含まれることとなりました。

なお、この約款を準用するかどうかは事業主の判断に委ねられておりますが、今後早い時期に割引が実現することが期待されます。

*** 運賃割引の適用については各バス事業者にご確認ください。**

★ 精神障害者保健福祉手帳の写真貼付について

平成18年10月以降、公共施設の入場料や公共交通機関の運賃の割引等の支援を得やすくするとの趣旨から、本人確認ができるよう、写真を貼付することが原則となっておりますが、本人の希望によっては貼付を行っていない方もいらっしゃいます。この場合については、各種割引が受けられない、あるいは、別途本人確認書類の提示が求められる可能性がありますのでご理解願います。

★ 写真を貼付されていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

手帳に写真貼付のない方については市町村において写真貼付を受け付けています。